

こども かんじゃ けんり 子どもの患者さんの権利

さ の こうせい そうごう びょういん しょう に いりょう に なう いりょう き かん びょういん りねん きほん ほうしん こども けんり
佐野厚生総合病院は、小児医療を担う医療機関として、病院の理念・基本方針および子供の権利

じょうやく もとづき こども かんじゃ けんり そんちよう みらい こども せいちょうはったつ ささえます
条約に基づき、「子どもの患者さんの権利」を尊重し、未来ある子どもの成長発達を支えます。

こども かんじゃ けんり ○子どもの患者さんの権利

こども ひとり にんげん たいせつ
・子どもたちは一人の人間としてとして大切にされます。

こども きほんてきじんけん ほしょう
(子どもの基本的人権の保障)

こども びょういん かぎりかぞく すごす
・子どもたちは病院でもできる限り家族と過ごすことができます。

おや ひきはなされないけんり
(親と引き離されない権利)

こども にゅういん あそん だり べんきょう
・子どもたちは入院していても、遊んだり、勉強したりすることができます。

あそぶけんり きょういく うけるけんり
(遊ぶ権利、教育を受ける権利)

こども さいぜん おもわれるちりょう うける びょういん ひと びょうき ちりょう ともなういたみ くるしみ
・子どもたちは最善と思われる治療を受けることができ、病院の人は病気や治療に伴う痛みや苦し

かぎりすくなく どりよく
できる限り少なくする努力をします。

さいぜん いりょう うけるけんり
(最善の医療を受ける権利)

こども びょうき ちりょうほうほう ねんれい りかいど おう ほうほう せつめい うけ
・子どもたちは病気のこと治療方法について、年齢や理解度に応じた方法で、わかりやすい説明を受

ることができます。(知る権利)

こども びょうき ちりょうほうほう じゅうぶん せつめい う じぶん おもい かんがえ かぞく
・子どもたちは病気のこと治療方法について、十分な説明を受けたうえで、自分の思いや考えを家族

びょういん ひと つたえる いけん あらわすけんり
病院の人に伝えることができます。(意見を表す権利)

こども ほか ひと しられたく まもられます
・子どもたちは他の人に知られたくないことは守られます。

ひみつ まもられるけんり
(秘密を守られる権利)